

社会実験

登録
事業者

説明の
相手方

電子書面による交付 IT重説により実施！



賃貸取引における重要事項説明書等(35条、37条書面※)の 電磁的方法による交付(電子書面交付)に係る 社会実験開始！

◎宅地建物取引士が記名押印した重要事項説明書等の書面(紙)による交付は、必ず行う必要があります。
※宅地建物取引業法第35条及び第37条の重要事項説明書等をいいます。

電子書面交付に係る 社会実験のフロー

- ①重要事項説明書等(35条、37条書面)の電子書面を作成
- ②作成した電子書面を説明の相手方に交付(電子署名を利用)
- ③電子書面を用いてIT重説により説明
- ④アンケート調査の実施

社会実験の対象

個人・法人を問わず賃貸取引が対象です。

社会実験の実施期間

社会実験の期間は
令和元年10月1日～12月31日(予定)です。

賃貸
取引

個人・法人を問わず
賃貸取引が対象です。

電子
書面

重要事項説明書等
の電子書面を作成
して交付します。



インターネットなどを活用して
重要事項説明を行います。

アンケート
有

今後の検証に
使用されます。

録画
録音

契約の前に必ず重要事項説明を受ける必要があります。



国土交通省 土地・建設産業局 不動産課



このマークが
目印のお店で
実施しております。